檀垣金計事務所 NewsLetter 5月号

販路開拓に取り組む費用が補助されます

小規模事業者持続化補助金

<小規模事業者持続化補助金とは?>

小規模事業者が、商工会・昇降会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用の うち、2/3(上限50万円)が補助される制度です。

補助対象者

- □ 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む「会社」および「個人事業主」であること
- □ 常時使用する従業員の数が20人以下であること (一部業種については5人以下)

公募期間

平成27年2月27日(金)~**平成27年5月27日(水**)



※当日消印有効

補助率·補助額

	通常	雇用増加、処遇改善など
補助上限額	50万円	100万円
補助率	補助対象経費の2/3以内	



採択事例

【パン製造】地元の食堂などとの連携により新商品を開発。移動販売チラシ作成費などが補助された。

【美容業】高齢者が座っても疲れない椅子を導入。新しい椅子導入のチラシを作成して告知した。

【製造業】メガネなどの製造のために3Dプリンタを導入。より複雑な形も自在に再現できるようになった。

【飲食業】野菜ジェラートを開発。夏の繁忙期に対応するため新たな飲食スペースを整備した。

補助金申請に関するご相談は、当事務所までお気軽にどうぞ

檜垣会計事務所(経営革新等支援機関)

TEL:06-6649-0677 FAX:06-6649-5220

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-10-6 堤ビル

~認定支援機関で対応できます~

- · 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達

など